

第3節 バイオマス資源の利活用の推進

1 未利用有機性資源等の活用

(1) エコ農業【水田農業経営課】

農業による環境への負荷を軽減するとともに、より安全で安心な農産物の生産拡大を図るため、平成21年3月に「ふくいのエコ農業推進計画」を策定しました。

現在、この計画に基づき、化学肥料や化学合成農薬の投入を抑えた生産技術開発の普及と併せ、家畜排せつ物や生ごみ等の未利用有機性資源を堆肥化し、利活用するエコ農業を推進しています。

今後は、エコ農業を推進する中で、地域で発生した家畜排泄物や籾殻などの資源を、その地域で堆肥化し、利活用する効率的な取組みを進めていきます。

(2) 食品リサイクル【循環社会推進課】

①食品廃棄物の現状

食品廃棄物は、食品の製造の段階で発生する動植物性の残さが産業廃棄物に分類され、食品の流通段階（スーパー等）や消費段階（レストラン・家庭等）で発生する売れ残り、調理残、食べ残し等が一般廃棄物に分類されます。

一般廃棄物の生ごみの大半が、市町等の施設において焼却処理される中、池田町、美浜町および若狭町では行政が中心となって、回収・堆肥化に取り組んでいます。

また、NPO法人や、民間事業者による生ごみのリサイクルも行われています。

福井県の取組みについては、「第1節」3（1）

②イ 土に戻す運動 を参照してください。

②食品リサイクル法

平成19年12月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）が改正され、食品廃棄物の発生量が100t以上の事業者は、毎年度、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられました。また、再生利用事業計画の認定制度の見直し等の措置が講じられました。

平成24年4月からは、食品関連事業者16種について、2年間にわたり暫定的ではありますが発生抑制目標値が定められました。平成26年4月からは、全食品関連事業者について発生抑制目標値が設定される予定です。

平成22年度における食品循環資源の再生利用等の実施率は、業種別に食品製造業で95.3%、食品卸売業で66.7%、食品小売業で43.1%、外食産業で35.5%となっています。

平成24年8月には坂井市の長谷川造園株式会社、J A花咲ふくいおよびユニー株式会社とともに、国から北陸3県で初めてとなる「再生利用事業計画」の認定を受けています。

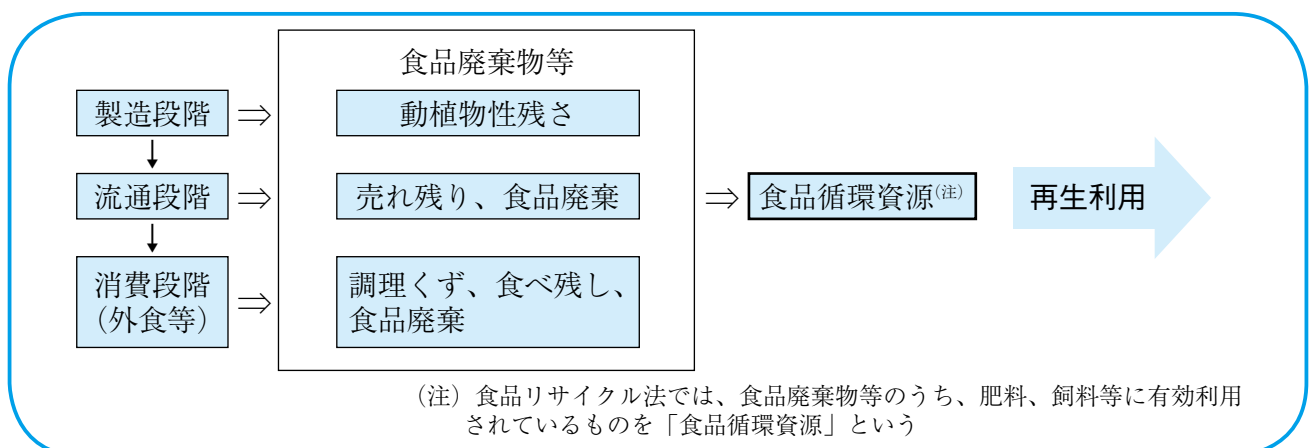


図 3-2-18 食品リサイクルの流れ

（3）木質系資源有効利用促進【県産材活用課】

環境負荷の少ない低炭素社会を構築していく観点から、林地に残った間伐材や製材工場から排出される端材・木屑などの未利用木質資源を有効に利用していくことが求められています。

県では、木質バイオマスの有効利用を推進するため、平成22年度、外部委員で構成する「福井県木質バイオマス研究会」で検討が行われ、木質バイオマス利用プランとして、「バイオマスエネルギーセンターの設置」や「薪としての活用」などを含む提言を受けました。

このプランの実現に向け、坂井地区の森林組合と県内の企業が連携し、間伐材を利用した木質ペレツ



間伐材の搬出方法の研修会

トやウッドプラスチックの原料となる「木粉」の製造施設を「バイオマスエネルギーセンター」として、整備を進めています。

また、薪としての活用については、近年、薪ストーブへの注目が高まっていることから、林地残材を利用し薪を生産する森林所有者を育成し、県内の薪利用者へ供給していくため、平成24年度、5地区において森林所有者に対し、間伐材の簡易な搬出方法の研修会を行うなど、薪の生産・供給体制の整備を進めています。



木質ペレットボイラー

（4）下水汚泥有効利用促進【河川課】

下水道の普及拡大に伴い、下水汚泥は年々増加しており、下水汚泥の減量化とリサイクルを推進しています。

福井県では9市8町1事務組合で下水道による污水处理を行っており、平成23年度に発生した下水汚泥約34,000tのうち76%をセメント原料、堆肥、建設資材などに有効利用しています。

今後も下水汚泥の有効利用に積極的に取り組んでいきます。

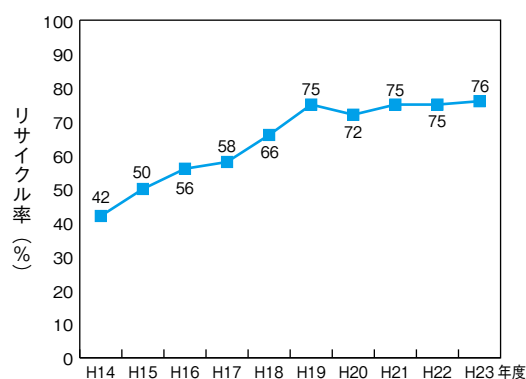


図 3-2-19 下水汚泥リサイクル率の推移

コラム 木質バイオマスとは？

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表すことばであり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く。）」のことをいいます。特に、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」といいます。

木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する端材やおが屑などのほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などの種類があります。